

戸籍法等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（２）

第１ 氏名の読み仮名（仮称）の収集に関する事項

１ 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集等について

① 戸籍の届書の記載事項（戸籍法第２９条）に届出事件の本人の「氏名の読み仮名」を追加するとともに、棄児発見調書（戸籍法第５７条第２項）の記載事項に「氏名の読み仮名」を追加し、氏又は名が初めて戸籍に記載される者の氏名の読み仮名を戸籍に記載するものとする。

② 届書の記載事項の整理

届出人と届出事件の本人が同一である場合にも、戸籍法第２９条に規定する戸籍の届書の記載事項として「届出事件の本人の氏名」を明記するものとする。

（補足説明）

１ これまでの議論の整理

戸籍法第１３条第１号に定める氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る氏名の読み仮名（仮称）については、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書（出生、国籍取得、帰化、氏の変更、名の変更、就籍の届書等）の記載事項とし、これを戸籍に記載することとすることとされた。

２ パブリック・コメントの概要

団体、個人とも、賛成の意見が多かった。

３ 検討

（１）届書の記載事項への「氏名の読み仮名」の追加（本文①の規律）

戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってするとされているところ（戸籍法第１５条）、実情として、届出による記載がほとんどである。そこで、氏名の読み仮名については、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書の記載事項に加え、これを収集することが相当であると考えられる。

戸籍法第２９条において、届書の一般的記載事項が規定されていることから、同記載事項に届出事件の本人（以下「本人」という。）の「氏名の読み仮名」を加えることを提案している。これにより、「氏名の読み仮名」は、届書の一般的記載事項となり、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる出生者、国籍取得者及び帰化者の氏名の読み仮名についても、それぞれ、出生、国籍取得及び帰化の各届書の記載事項となる。

就籍届書の記載事項については、戸籍法第110条第2項において、戸籍法第13条に掲げる事項のほか、就籍許可の年月日を記載しなければならないとされている。したがって、戸籍法第13条に規定されている戸籍の記載事項に氏名の読み仮名を加えることにより、就籍者の氏名の読み仮名は、就籍届書の記載事項となる。

(2) 棄児発見調書の記載事項への「氏名の読み仮名」の追加（本文①の規律）

棄児発見調書の記載事項については、戸籍法第57条第2項に規定されており、棄児の氏名は、同調書の記載に基づき、戸籍に記載されることとなる。そこで、棄児に係る氏名の読み仮名については、棄児発見調書の記載事項に加えることを提案している。

(3) 「届出事件の本人の氏名」に係る整理（本文②の規律）

戸籍法第29条第4号において、届出人と本人が異なる場合における届書の記載事項として、「本人の氏名」が規定されている一方で、届出人と本人が同一である場合には、届出人（本人）の氏名は届書の記載事項として掲げられていない。これは、届書の署名によって明らかだからであるとされている（青木義人・大森政輔「全訂戸籍法」213頁）。

もっとも、本人の氏名については、届出人との異同にかかわらず、当該者を特定しその同一性を明らかにするための事項であるところ、一般的に、署名の場合には字体を崩して記載される場合があり得ることから、法務省民事局長通達に定める各種届書の様式においては、署名欄とは別に本人の氏名欄を設けている。こうした実情に合わせるため、本人の氏名については、届出人と異なる場合のみならず、届出人と同一である場合についても、届書の記載事項として明記することを提案している。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集について

- ① 新法の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「戸籍の筆頭者」という。）は氏の読み仮名の届出を、戸籍に記載されている者は名の読み仮名の届出を、それぞれ施行日から1年以内に行うことができるものとする。
- ② 戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、配偶者又は子（いずれもその戸籍から除かれた者を除く。）は、その順序に従って、施行日から1年以内に限り、氏の読み仮名の届出を行うことができるものとする（既に当該戸籍について①の氏の読み仮名の届出がされた場合を除く。）。
- ③ 市町村長は、施行日から1年を経過した日に、職権で氏名の読み仮名を戸籍に記載するものとする（氏の読み仮名については、①又は②の届出がされた場合を除く。名の読み仮名については、①の届出がされた場合を除く。）。
- ④ 戸籍の筆頭者は③により職権記載された氏の読み仮名について、戸籍に記載された者は③により職権記載された名の読み仮名について、それぞれ一度に限り、家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで変更することができるもの

とする。

氏の読み仮名の変更の届出について、戸籍の筆頭者に配偶者があるときは、配偶者とともに関該届出をしなければならない。

(補足説明)

1 これまでの議論の整理

既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者は、一定期間内に本籍地の市区町村長に氏名の読み仮名の申出をしなければならないものとし、一定期間内に当該申出があった場合には、当該市区町村長が当該申出に係る氏名の読み仮名を戸籍に記載するものとし、一定期間内に当該申出がない場合には、本籍地の市区町村長が国字の音訓又は慣用その他法務省令で定める方法により職権で、氏名の読み仮名を戸籍に記載するものとされた。

2 パブリック・コメントの概要

賛成意見と反対意見が同数であり、団体(2つ)については、いずれも賛成意見であった。

反対意見としては、氏名の読み仮名を届出の対象とすることにより国民に無用の負担を課すことになるというもののほか、公的書類を参照して自動的に記載する方法とすべきとするもの、国(行政)の責任で収集すべきとするものなど、国民の負担となることを理由とするものが複数あった。

また、職権記載に反対する意見として、氏名に係る漢字の読み方は一通りとは限らず、職権による読み仮名の記載は、実際に使用されているものと異なるものとなる可能性があること、本人が実際に使用するものとは異なる読み仮名を職権で記載することにより、支障が生ずる可能性があることなどを理由とするものがあった。

3 検討

(1) 氏名の読み仮名の「届出」

これまでの議論において、既に戸籍に記載されている者に係る氏名の読み仮名の収集に関し、戸籍法上の「届出」と整理することについては、法定の期間内に届出がされなかった場合に過料の対象となることを理由として、否定的な意見が多数であった。加えて、短期間にできるだけ多くの氏名の読み仮名を収集するという要請があることを考慮し、既に戸籍に記載されている者に係る氏名の読み仮名については、過料の対象とならない市区町村長の職権による戸籍への記載を促すものとしての申出事項と整理しつつ、申出をしなければならないものとしていた。

もっとも、戸籍法上、「申出」と位置付けられたものは、戸籍の再製の申出(第11条の2)、離婚等による新戸籍編製の申出(第19条)、婚姻等の不受理申出(第27条の2)、棄児発見の申出(第57条)、電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに係る指定の申出(第118条)である。このうち、

当該申出に基づき戸籍に所定の事項が記載されるという性質のものは、棄児発見の申出のみであるが、棄児発見の申出は、届出人となるべき者がいない場面であり、本人等による届出（申出）が想定される氏名の読み仮名の収集の場面とは異なる。また、現行法上、市区町村長の職権による戸籍への記載については明文上の規定がなく、届出の通則（第4章第1節）を始めとする届出に係る一般規定も適用されない。

他方で、氏名の読み仮名の届出（又は申出）に際しては、当該届出（又は申出）により氏名の読み仮名が戸籍に記載されなかった場合に不服申立てを認める必要があるなど、届出に係る一般規定を適用する必要がある。また、上記第1の1本文のとおり、氏又は名が初めて戸籍に記載される者については、その読み仮名が届書の記載事項となり、読み仮名を記載しない届書については受理されないこととなるため（戸籍法第34条第2項）、これらの者との公平性を担保する必要もある。

そこで、既に戸籍に記載されている者に係る氏名の読み仮名については、届出事項と整理することを提案している。

(2) 届出義務を課さないこと（本文①の規律）

戸籍法上の届出については、創設的届出（届出が受理されることによって、身分関係の発生、変更、消滅の効果を生ずる届出）と報告的届出（既に発生した事実又は法律関係についての届出）に大別されるところ、氏名の読み仮名の届は、報告的届出である。報告的届出については、既に発生した事実又は法律関係を戸籍の記載に反映させるため、届出義務を課した上で、届出義務者及び届出期間の定めを設け、正当な理由なく当該期間内に届出がない場合には、過料が科されるのが通例である（戸籍法第137条）。

しかしながら、本文③の規律により、施行日から一定期間経過後は、本籍地の市区町村長が職権で氏名の読み仮名を記載することとすれば、届出義務を課し、過料の対象とすることによって届出を促す必要性は低いといえる。そこで、届出義務を課さないこととし、氏名の読み仮名の届出をすることができるものとすることを提案している。

(3) 氏の読み仮名に係る届出人（本文①及び②の規律）

ア 概要

上記(1)のとおり、氏名の読み仮名の届は報告的届出であるところ、報告的届出は、一般的に、既に発生した事実をできるだけ迅速に戸籍に反映させてこれを公証するため、届出義務者に加えて、届出の正確性を期待できる者を届出資格者として規定している。

戸籍における氏名の記載順序については、戸籍法第14条第1項において、「第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻」と規定されている。したがって、戸籍に記載される氏は戸籍の筆頭者の氏であり、氏の読み仮名は当該戸籍に記載された氏の読み方であることから、

氏の読み仮名については、戸籍の筆頭者が届け出るものとするを提案している。

イ 戸籍の筆頭者による単独の届出

氏の読み仮名の届に係る届出人については、氏の変更（法第107条第1項）における届出人と同様に、戸籍の筆頭者及び配偶者とすることも考えられる。しかしながら、氏の変更の届は創設的届出であって、報告的届出である氏の読み仮名の届とはその性質が異なる上、短期間にできるだけ多くの氏名の読み仮名を収集すべきとの要請もある。

氏の読み仮名の届について、戸籍の筆頭者及び配偶者が共同で届け出なければならぬこととすると、例えば、単身赴任等により別居している夫婦については、書面による届出をする場合には、それぞれが順に届書に署名した上で届出をすることが必要となつて負担が大きくなり、オンラインによる届出についても、両名の個人認証が必要となるなど、実現が困難となる。そこで、氏の読み仮名の届については、戸籍の筆頭者が単独で届け出ることができるものとするを提案している。

ウ 戸籍の筆頭者が除籍されている場合

戸籍の筆頭者は本籍とともに戸籍の表示を構成するものであって、戸籍の筆頭者が除籍されたとしても、戸籍の筆頭者に変更は生じないところ（法第9条）、戸籍の筆頭者が死亡等により除籍されている場合も想定され、そのような場合には、届出人となる者がいないことから、他の在籍者による届出を認める必要がある。

そこで、戸籍の筆頭者が除籍されている場合には、戸籍法第14条の氏名の記載順序に従い、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれも当該戸籍から除籍された者を除く。）が届出人となることができるものとするを提案している。

(4) 名の読み仮名に係る届出人（本文①の規律）

名の読み仮名については、戸籍に記載されている者本人が届出をすることができるものとするを提案している。

なお、上記(1)のとおり、氏名の読み仮名の届は報告的届出であるところ、戸籍に記載されている者が未成年者又は成年被後見人であるときは、戸籍法第31条の趣旨に照らし、その親権者又は成年後見人が届出をすることができるものとしつつ、未成年者又は成年被後見人による届出を妨げないということが考えられる。

(5) 届出期間（本文①の規律）

届出期間について、パブリック・コメントにおいては、施行日から6か月程度とすべきとの意見、1年未満では短く3年を超えると長すぎるとの意見、来庁や郵送による方法のみでは5年でも処理困難であり、1年や3年という期間はおよそ現実的でないと意見などがあつた。

上記意見を踏まえ、来庁や郵送による届出以外の方法として、マイナポータルを利用した届出についても検討することとし、それを前提に、届出期間について、施行後1年以内とすることを提案している。

(6) 届出地

戸籍法第25条第1項において、届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならないとされている。

上記(1)のとおり、既に戸籍に記載されている者に係る氏名の読み仮名について、届出事項と整理することにより、同条が適用され、届出地は、戸籍を管掌する本籍地の市区町村又は所在地の市区町村となると考えられる。

外国に居住する在外邦人については、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事（在外公館）に届出をすることができる（戸籍法第40条）こととされていることから、在外公館において氏名の読み仮名の届出をしてもらうことが考えられる。

(7) 職権記載（本文③の規律）

氏名の読み仮名は、個人を識別するための重要な要素となるものであることから、本来は、戸籍の筆頭者等又は戸籍に記載された者の届出により、氏名の読み仮名を戸籍に記載することが望ましいものの、氏名の読み仮名の届出がない状態が続く限り、氏名の読み仮名を登録・公証することができず、これを利用することができないという事態は相当でないと考えられる。

そこで、氏名の読み仮名の届出がないまま、施行日から1年を経過したときは、本籍地の市区町村長は、職権で、当該届出がない者に係る戸籍に氏名の読み仮名を記載するものとするを提案している。

もっとも、上記のとおり、本来は、戸籍の筆頭者等又は戸籍に記載された者の届出により、氏名の読み仮名を戸籍に記載することが望ましいことから、本籍地の市区町村長が職権で記載した氏名の読み仮名については、暫定的なものとして取り扱うこととすることが考えられる。この場合、職権記載による暫定的な氏名の読み仮名については、届出に基づくものと区別することを想定している。

(8) 職権記載の方法

本籍地の市区町村長が職権で氏名の読み仮名を戸籍に記載するに当たっては、住民票に記載されているふりがな情報を参考とすることを想定している。

法務省民事局長通達に定める出生届書等の標準様式には、住民基本台帳事務処理上の便宜のため、氏名の「よみかた」欄が設けられており、例えば、出生の届出の場合では、出生届が受理されると、住所地市町村長に対し、住民票に記載すべき事項が通知され（住民基本台帳法第9条第2項）、出生届に記載された情報を基に新たに住民票が編成される。

なお、住民票に記載されたふりがな情報は、転出入の届出等の機会に、本人が申告したものに置き換えられるなど、本人が使用するものと一致してい

る可能性が比較的高いものと考えられる。
(9) 職権記載された氏名の読み仮名の変更（本文④の規律）

ア 概要

本籍地の市区町村長が職権で氏名の読み仮名を記載した場合、当該氏名の読み仮名は暫定的なものであることから、一度に限り、家庭裁判所の許可を必要とする氏名の読み仮名の変更手続によらずに、届出のみにより、これを変更することができるものとするを提案している。

イ 氏の読み仮名の変更に係る届出人

氏の変更（戸籍法第107条第1項）は創設的届出であるところ、その届出人は、戸籍の筆頭者及び配偶者とされている。この点、職権記載された氏の読み仮名の変更も、創設的届出であることから、同様に、戸籍の筆頭者に配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならないものとするを提案している。

ウ 戸籍の筆頭者が除籍されている場合における氏の読み仮名の変更に係る届出人

上記(3)イのとおり、氏の読み仮名の届出については、戸籍の筆頭者が単独で届出をすることができることとし、戸籍の筆頭者が除籍されている場合には、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれも当該戸籍から除籍された者を除く。）が届出をすることができることとしている。

職権記載された氏の変更の場面においても、氏の読み仮名の届出の場面と同様に、戸籍の筆頭者が除籍されている場合には、届出人となる者がいないことから、他の在籍者による届出を認める必要がある。そこで、氏の読み仮名に係る届出人と同様に、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれも当該戸籍から除籍された者を除く。）が変更の届出をすることができることとするを提案している。

以 上